

# 生徒心得

## 総則

1. 常に学識を養い、立派な社会人となるように修養に励む。
2. 礼節を正して、高等学校生徒としての品位を保つ。
3. 校外生活においては、本校生徒として責任ある態度と行動をとらなければならない。登下校時、校内においては規定の制服を着用する。

## 服装規定

服装は端正にして清潔で、華美にわたらず、高等学校生徒としての品位にかなうことを旨とする。

1. 男子 (冬) 指定の制服(ブレザー・ズボン・ネクタイ)  
白ワイシャツ  
(夏) 指定の制服 (ズボン・ネクタイ)  
白ワイシャツまたは白ポロシャツ (校章入り、またはワンポイント)
- 女子 (冬) 指定の制服(ブレザー・スカート・リボン)  
白ワイシャツ・ベスト  
(夏) 指定の制服 (スカート・リボン)  
白ワイシャツまたは白ポロシャツ (校章入り、またはワンポイント)

(注1) 冬服については10月1日～5月31日まで、夏服については6月1日～9月30日までとする。5月及び10月は、移行期間とする。

(注2) 校内では、ネクタイ・リボンは天候・気候にあわせてはせずともよい。ただし、入学式・卒業式・各学期の始業式・終業式・朝礼・朝礼・他に指定された時は必ず着用する。

(注3) 冬季、防寒のためにブレザーの下に着用するセーター類はワイシャツの衿の出る形態で色彩は地味なものとする。

(注4) 変形した制服は着用しない。

(注5) コート、マフラー、手袋類は校舎内では着用しない。

(注6) 通学時のコート類は華美にならないようにする。

(注7) 夏季ベストの購入及び着用は自由とするが色彩は地味なものとする。

(注8) スカートの下にジャージを着用する場合は、スカートからはみ出さないように履く。

2. ベルトについて

ベルトは色彩、形態の地味なものとする。

3. 靴下について

地味な色彩、形態のものとする。

4. 登下校には革靴またはスニーカーを用いる。ただし色彩・形態の地味なものとする。

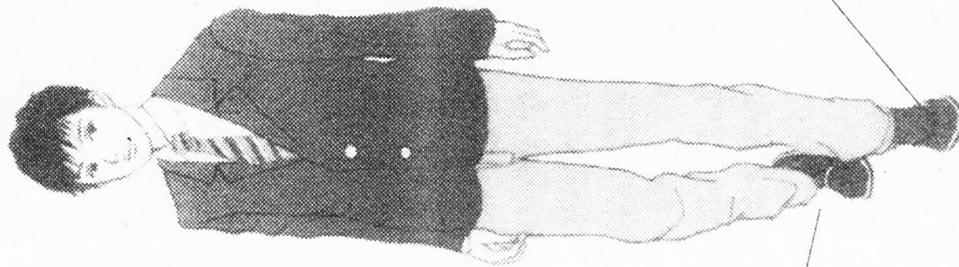
5. 上履きは、指定された学年色の靴を用いる。

6. やむを得ず所定の服装ができないうときは、生徒手帳の諸届欄に記入し、保護者押印の後、担任および生活指導部に届け出ること。

7. 生徒手帳に記載されていない項目については、教室掲示の「服装規定」のとおりとする。

### 男子服装図

ブレザーはグレー  
ズボンにはグレーのチェック



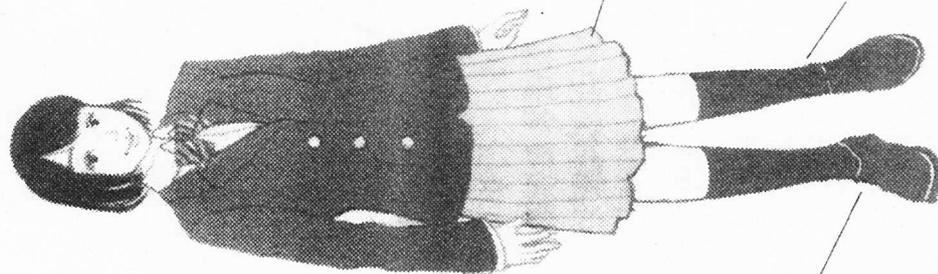
靴下は白または  
地味な色とする。

地味な形態  
・色彩の靴

※夏季、白ワイシャツは半袖でもよい。  
また白ポロシャツでもよい。

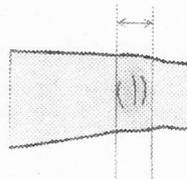
### 女子服装図

ブレザーはグレー  
スカートはグレーのチェック



#### 膝丈

膝の中心を基準とする。膝上部と下部の間または膝蓋骨（膝の皿）の上部と下部の間までを膝丈とする。



スカートは  
膝丈とする。

地味な形態  
・色彩の靴

靴下は白または  
地味な色とする。

※夏季、白ワイシャツは半袖でもよい。  
また白ポロシャツでもよい。

## 学校生活心得

次のことに留意する。

1. 来賓・職員・目上の人には、あいさつをすするよう心掛ける。
2. 校長室・職員室・経営企画室の出入りの際は礼儀を守る。
3. 学校生活のすべてにわたる時間を厳守する。
4. 体育館・校庭・教室・視聴覚ホールなどでの集会時には、雑談・私語をしない。
5. 個人的な交際は公明正大にし、高校生としての節度もつこと。
6. 公共物は丁寧に取り扱い、常に使用後の始末は厳正にし、破損・汚損したときは直ちに届け出る。  
(破損した場合は弁償処置がとられる)
7. 環境の清潔・美化に進んで協力する。
8. 貴重品は自分で管理する。不必要な金品は学校にもつて来ないようにする。(行事・体育・実習などの時には貴重品袋に入れて担任または教科担任に保管してもらう。)
9. 盗難・事故、その他校舎内外に不審を認められた時は直ちに職員に連絡する。
10. 男女とも身だしなみは高校生らしくする。化粧、パーマ、染色、脱色等しない。  
染髪が発覚した場合は、黒く染め直す。また、黒く染め直しても染髪した色が出てきてしまった場合は、再度黒く染め直す。
11. 指輪・ネックレス・イヤリング・ピアス等の装飾品は着用しない。
12. 登下校の途中における歩きながらの飲食・スマートフォン操作は慎む。

13. 満18歳(有権者)になれば、選挙運動が可能になるので、学校のルールや公職選挙法等の法律を守ること。

## 所持品規定

学校生活に必要なものは持参しない。

## 届出規定

次の場合は、所定の方法により、担当又は顧問に届け出ることにすること。

1. 学校の建物、施設、物品を使用するとき。
2. 印刷物の発行、配布、ポスター類の掲示、陳列、募金等を行うとき。
3. 島外への私事旅行(上京、キャンプ、登山等)や、アルバイト等を行うとき。
4. 学生割引証、証明書類を必要とするとき。(HR担任の認印を受けた交付申請書を、原則1週間前までに経営企画室に提出する)
5. 本人、保護者に住所・電話番号等の変更があったとき。
6. 病気・事故により欠席・遅刻・早退するとき。(病気・負傷等で長期に渡り特別な措置が必要な場合は医師の診断書が必要な場合がある)
7. 登校後、通院等の所用で校外に出るとき。
8. 下校時刻(午後5時)以後、校内にとどまるとき。  
(注) 始業時間及び下校時間は下記のとおりである。

午前 8時15分 (SHR)	}	午後 5時下校完了
午後 2時55分 (授業終了)		
午後 3時15分 (SHR)		

## 自転車通学に関する規定

### 1. 自転車通学届について

(1) 自転車通学を希望する生徒は、自転車を整備した上で、所定の自転車通学届に必要事項を記入して担任に提出する。

(2) 通学届の期限は、卒業までとする。

### 2. 自転車通学許可について

下記の約束事項を遵守することを条件に自転車通学を認める。

### 3. 約束事項について

(1) 道路交通法を遵守すること。

① 常に自転車を整備すること。(ブレーキ・ライト・ベル・後部反射鏡・鍵の整備)

② 二人乗り、夜間の無灯火運転、片手運転(合図の時以外)、ヘッドホン等で音楽を聴きながらの運転、携帯電話を利用しながらの運転、傘をさしての運転は禁止する。

③ 一般道路は左側を一列で車間距離を十分とって通行すること。

④ 狭い道路で車と出会う場合は、必ず降りて待つこと。交差点や狭い道路へ出る時は、一時停止して安全を確かめること。

⑤ 安全運転を心掛け、他人に迷惑をかけないように各自注意すること。

(2) 学校の規則を遵守すること。

① 自転車通学許可ステッカーを定められた位置(後輪泥よけの下方部)に正しく貼ること。

② 登校後は所定の場所に整然と置くこと。(所定の場所に置いていない場合は違反とする)

③ 休日に部活動等で登校する場合や何らかの理由で再登校する場合も必ず約束事項を守ること。

④ 無届の自転車で通学をしないこと。登録した自転車を変更する場合は、すみやかに変更手続きを行うこと。

⑤ 異装が必要な場合や異装による自転車通学申請も合わせて行うこと。

### 4. 約束違反について

違反行為があった場合、再三の指導にもかかわらず交乗ルールの遵守がみられない生徒については、自転車通学を取り消す。

5. ステッカーの廃棄について

(1) 卒業または転校する者は、ステッカーを必ずはがすこと。

(2) 自転車通学をやめた者は、担任に報告をしてからステッカーを必ずはがすこと。

6. ヘルメットの着用について

安全の為にヘルメットを着用して自転車に乗ることを薦める。

## 原動機付自転車・自動車に関する規定

1. 原動機付自転車・自動車以外の免許取得は認めない。

2. 原動機付自転車・自動車の免許を取得する場合には、必ず担任・保護者と3者面談を行い許可を得る。

3. 原動機付自転車・自動車の免許取得時は、免許取得届と免許の写しを担任を通して生活指導部に届け出る。

4. 重大事故及び悪質な交通違反を起こした場合、卒業まで免許証を預かる。

5. 原動機付自転車や自動車で学校に来ることはいかなる場合でも禁止する。

6. 原動機付自転車による交通違反について
- (1) 法律により定められた項目に違反してはならない。
  - (2) 交通違反が認められた場合は、警察によってしかるべき処置がとられる。

〔道路交通法等に違反する例〕

飲酒運転 スピード違反 整備不良 二人乗り  
 無免許運転 自賠責保険未加入 税金未納  
 免許不携帯 駐停車違反 暴走行為 ヘルメットを  
 かぶらないで運転すること 等

※特別指導に関する内容は「懲戒・特別指導など」の項目に掲載。

懲戒・特別指導など

次のような行為を行った場合、あるいは行おうとした場合は、インターネット上での行為も含めて特別指導の対象となる。

1. 原動機付自転車・バイク・自動車での通学及び交通違反（二人乗り・無免許運転・ノーヘル等）が発覚した場合。
2. 試験中の不正行為。
3. 酒類・喫煙具などの所持及び飲酒・喫煙行為。（同席含む）
4. 覚せい剤などの薬物所持及び不正使用。（同席含む）
5. 公共物の破損行為。
6. 性的問題行為。
7. 未成年者が出入りしてはならない場所への出入り。
8. 授業妨害。
9. 窃盗行為。

10. 暴言・暴力・いじめ・恐喝行為。
11. 携帯電話やネットによる誹謗中傷行為。
12. 深夜徘徊。
13. 当該教員の指導では限界のある非行行為。
14. 高校生としてふさわしくない行為。
15. その他、学校運営に支障をきたすような行為。

日直の心得

日直は当日のクラスの良い学習生活環境を作り出すことにある。

1. 早めに登校し、開窓して教室（特に机・黒板）及び廊下を整備する。
2. 教科担任が来ない場合、直ちに職員室に連絡し指示をうける。
3. 教室を出るとき消灯する。
4. 清掃後巡視し、清掃状況及びその用具の有無を確認する。
5. 窓を閉め、カーテンを開け、エアコン・除湿機を切り、消灯を確認する。
6. 学級日誌を記入し、放課後、担任に提出する。
7. 黒板に次の日の日直者名及び月・日を記入する。